

令和元年度 札幌市社会福祉審議会 総会

会 議 録

日 時：令和元年11月21日（木）15時30分～16時20分

会 場：すみれホテル 3階「ヴィオレ」

1 開会

○事務局（川端総務課長）

皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度札幌市社会福祉審議会総会を開会いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務課長の川端と申します。どうぞよろしく願いいたします。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきたいと思っております。

はじめに、保健福祉局長の木下からご挨拶申し上げます。

2 木下保健福祉局長あいさつ

○木下保健福祉局長

保健福祉局長の木下でございます。本日は、大変お忙しい中、札幌市社会福祉審議会総会にご出席いただき誠にありがとうございます。また日頃から、札幌市の保健福祉行政に多大なるご尽力いただいておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

札幌市では、2022年に市政施行100周年という大きな節目を迎えますが、人口減少や少子高齢化という時代の転換点に直面し、今後も、医療・介護をはじめとした社会保障費が増加していくことが予想されます。

このような状況の中で将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。札幌市では、まちづくりの指針としまして「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を作成しておりますけれども、その中期実施計画といたしまして、アクションプラン2019を12月を目途に策定すべく、現在パブリックコメントを実施しております。

4つの政策に分けまして、暮らしコミュニティという分野では、互いに支え合う地域福祉の息づく街など3つの政策目標を記しております。このプランに基づきまして、今後も施策を展開して参りたいと思っております。

さて、本日は、「平成30年度社会福祉審議会分科会の開催状況」についてご説明させていただき、「札幌市におけるホームレスへの自立支援のあり方について」の意見具申をご審議いただきます。委員の皆さまには、高い見識と豊富な経験に基づきまして、忌憚のないご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、皆さまの今後ますますのご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3 委員紹介

○事務局（川端総務課長）

続きまして、昨年の総会から新たに委員になられた方のご紹介に移らせていただきます。お手元に名簿がございますので、ご覧ください。

お名前を読み上げさせていただきますので、呼ばれた方は、恐れ入りますがその場にご起立をお願いいたします。

札幌市保護司会連絡協議会 会長

篠原 光征 様

札幌市医師会 理事

濱松 千秋 様

なお、本日、都合により欠席されておりますが、札幌市医師会 副会長 鈴木 伸和 委員につきましても、昨年度の総会以降、委員になられた方となります。以上3名でございます。よろしくお願い申し上げます。

4 本市職員紹介

○事務局（川端総務課長）

続きまして、保健福祉局長の木下のほか、本日出席しております本市職員をご紹介します。

（出席者の紹介）

5 事務連絡

○事務局（川端総務課長）

それでは、議事に入る前に、本日の審議会は、委員34名のうち21名のご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にある資料をご確認ください。

資料は、『会議次第』、『座席表』、『委員名簿』、『札幌市社会福祉審議会条例』、『札幌市社会福祉審議会運営規程』、資料1『平成30年度社会福祉審議会分科会の開催状況』、資料2『札幌市におけるホームレスへの自立支援のあり方について（意見具申）』でございます。全ての資料がお手元にお揃いでしょうか。

本日の議事につきましては、「会議次第」をご覧ください。

先ほどの局長あいさつでも触れさせていただきましたが、本日は、議題(1)の「平成30年度社会福祉審議会分科会の開催状況の報告」について、担当部からご説明いたします。

また、議題(2)の「札幌市におけるホームレスへの自立支援のあり方」について、低所得者福祉専門分科会長の山上会長からご説明いただきます。それでは、議事に入ります。ここからは、浅香委員長に進行をお願いいたします。

6 議題①

○浅香委員長

ただいまご紹介いただきました、札幌市社会福祉審議会の委員長を努めさせていただいております、浅香でございます。本日はよろしく願いいたします。

早速ですが、議事を進行させていただきます。

まず、平成30年度の分科会の実施状況について担当部から説明を受けます。よろしく願いいたします。

○富樫総務部長

総務部長の富樫でございます。平成30年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、ご説明いたします。

お手元に配付しております、「札幌市社会福祉審議会運営規程」の第4条に記載がございますとおり、社会福祉審議会には6つの分科会がございます、このうち、平成30年度は3つの分科会の活動がございました。

資料1に基づきまして、順に説明いたします。まず、社会福祉施設等整備審査専門分科会についてですが、市内において第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査するもので、国庫補助や札幌市の補助を受けようとする社会福祉施設の創設、増築大規模修繕

等の整備計画等を審査対象としております。この分科会の所属委員ですが、各分科会の分科会長で構成することとしており、浅香分科会長をはじめとした5名が委員となっております。

分科会の活動実績ですが、平成30年度は1回開催しており、平成30年11月27日に開催し、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び障がい福祉施設について、申請のあった11件のうち、7件の計画を補助対象として採択することが適正として審査しました。

次に、裏面2ページの民生委員審査専門分科会の活動実績でございます。本分科会は、札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された、民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員会で委員として適任か審査し、市長へ答申を行っています。次に、本分科会の所属委員ですが、秦分科会長をはじめとし、計7名の委員で構成しております。

また、本分科会の活動実績ですが、平成30年度は計3回開催しており、市長から諮問された計86名について審査し、全員適任であると答申いただいております。次に、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、障がい保健福祉部長の竹村よりご説明させていただきます。

○竹村障がい保健福祉部長

身体障害者福祉専門分科会の平成30年度の活動実績について報告いたします。なお、平成30年度は審査部会のみが開催されておりますので、ここでは審査部会に係る報告をいたします。

まず、審議概要ですが、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく障害程度の審査を行うものであります。

身体障害者福祉法第15条に基づく医師とは、身体障害者手帳の申請に必要な診断書・意見書を記載することができる医師のことであり、その指定には社会福祉審議会の意見を聴くことが同法で義務付けられています。

また、障害程度の審査に関してですが、身体障害者手帳の申請があったものの、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるためには、社会福祉審議会へ諮問することが身体障害者福祉法施行令で義務付けられているほか、身体障害者更生相談所の審査を経て、なお特に医学的専門的判断が必要な場合についても社会福祉審議会

へ諮問することとしております。

身体障害者福祉専門分科会の委員は、部会長の氷見医師をはじめ、6名の医師で構成されております。なお、歯科医の諸留医師については、平成30年度は審査案件がなく、審議への参加はありませんでした。

続きまして、実際の活動実績についてですが、委員全員が一堂に会することが困難なため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づき、書面会議による会議といたしました。したがって、資料の日付は部会長の議決日を記載しております。

8月開催の第1回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件101件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、6件すべてを非該当と判断いたしました。

2月開催の第2回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件36件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、16件すべてを非該当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○浅香委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問やお聞きになりたいことはありますでしょうか。

(発言なし)

6 議題②

○浅香委員長

次に「札幌市におけるホームレスへの自立支援のあり方について」（意見具申）について低所得者福祉専門分科会長の山上会長からご説明いただきます。よろしく願います。

○山上低所得者福祉専門分科会長

低所得者福祉専門分科会長の山上でございます。私どもの専門分科会では、ホームレスへの自立支援のあり方について、これまで2回にわたり審議を行ってきたほか、

各分科会委員からも個別にご意見を伺いながら、本日お手元にお配りいただいております、意見具申案をとりまとめさせていただきましたので、その内容についてご説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただきますと、はじめに本社会福祉審議会の浅香委員長から、札幌市長に宛てた鑑文がございます。今回の意見具申は、社会福祉審議会の委員長から市長に対して行われるものでございまして、「札幌市におけるホームレスの自立支援のための取組方針」の見直しにあたっては、この意見具申を尊重していただきたいとしています。

次のページは、目次です。目次の次の1ページの「1 はじめに」以降に具体的な内容が記載されております。この「1 はじめに」では今回の意見具申を行うに至る背景を記載しております。札幌市では、平成17年1月に「札幌市ホームレスの自立支援のための取組方針」を策定し、以降は取組方針に基づいて、ホームレスの自立支援策を実施しているところです。この札幌市の取組方針につきましては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づいて、国が策定している「基本方針」を受けて策定しております。国の基本方針につきましては、5年ごとに見直されている関係で、札幌市においても平成21年度、平成26年度に見直しを行ってきた経緯がございます。今回は、平成30年7月に国の基本方針が改めて見直されたほか、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づくホームレス支援施策が新たに実施されているという背景もございまして、札幌市の取組方針についても見直しを行う必要が生じ、札幌市長から当審議会に今後のホームレスの自立支援のあり方について意見を求められたことを記載しております。

次に2ページの「2 札幌市のホームレス（路上生活者及び住居喪失者）に関する現状」をご覧ください。ここでは、タイトルのとおり、ホームレスの現状についての説明を行っております。タイトル中に「路上生活者及び住居喪失者」と入っておりますが、3ページ下段の※印部分に説明がございますとおり、ホームレスの定義は、一般的に「路上や公園等で生活を営んでいる者」となっていますが、そこまで至らない「住居喪失状態にある者」や、「ネットカフェや友人宅に居候などをしており決まった住居を持たない方々など」についてもホームレスとして支援対象にしていることから、タイトルもこのような記載になっております。この「2 札幌市のホームレスに関する現状」では、最初に路上生活者の人数について記載をしておりますが、札幌市

の路上生活者数は、最も人数が多かった平成 18 年度の 132 人から年々減少しておりまして、平成 30 年度には 43 人にまで減少しております。また、平成 28 年度に実施をいたしましたホームレスの「生活実態調査」によりますと、路上生活者の高齢化や固定化が進んでいること、行政が行う支援のことは承知しているものの支援は必要ないと答えている方が多い状況にあることを記載しております。

2 ページの下段、「一方」と書かれているところですが、生活困窮者自立支援法に基づいて、平成 27 年 4 月に設置されました「札幌市ホームレス相談支援センター」通称 J O I N と言いますが、ここでは路上生活者や住居喪失者からの相談・一時的な宿泊場所を提供していることを記載しており、続く 3 ページに入りましては、この J O I N における相談件数は、年間 700 から 800 件程度であること、利用者の人数は年間 300 から 400 人ほどの横ばいで推移していること、さらに J O I N が設置される前の相談件数が、年間 200 から 300 件程度であったことを考えると、支援のノウハウをもつ民間団体が実施主体となる J O I N 設置後の相談件数は倍以上に増加していること、また、J O I N 分室では、単に宿泊場所を提供しているだけではなく、利用者に寄り添う伴走型の支援を行うことで、住居以外の課題解決にもつなげていることを記載しております。

次に 4 ページ目をご覧ください。「3 札幌市における具体的なホームレス自立支援のための施策」では、ホームレス支援の担い手や、具体的な支援策について記載しております。まず「(1) 支援の担い手」ですが、先ほど名前が出ました「J O I N」について説明しております。この J O I N とは、北海道内で長年にわたってホームレス支援を行ってきた「北海道の労働と福祉を考える会」と、ホームレス支援の実績のある 4 つの民間支援団体が中心となって協議会を結成したもので、札幌市の委託を受け、専門の相談支援員による支援や、一時宿泊場所の提供、週に一度の巡回相談などの業務を行っており、J O I N の活動実績や利用者からの評価等を勘案しますと、今後も J O I N を中心にホームレスの自立支援施策について実施していくことが望ましいとしております。

次に「(2) 具体的な支援策」に触れていきます。まず、「(ア) 就業の機会の確保」についてです。これまでも、救護施設での就労支援入所や、一部の J O I N 分室で就労支援を行っておりますが、就労のためには安定した住居や生活環境が必要となることから、まずは生活保護の申請を行い、生活が安定してから就労支援に移行する

ケースが多くなるとしているほか、ホームレスの中には人間関係が途絶している孤独な方も多くいらっしゃいますので、就労後の職場定着につながる支援施策が必要であるとしております。

次に「(イ) 安定した居住場所の確保について」ですが、まず、一時的な居住場所については、様々な施策により必要数は確保されているとしたうえで、その後については、生活保護を受けられる方については生活保護の制度によって、またそれ以外の方は、住居確保給付金や住宅確保要配慮者居住支援法人などを活用し、関係部局とも連携を図りながら、安定した住居を確保するための施策を進める必要があるとしております。

具体的な施策の最後は「(ウ) 保健医療の確保」についてですが、これまでも、ホームレス総合相談会を開催して健康診断などを実施しておりますので、今後も継続して実施するほか、ホームレスの中には、高齢で認知能力の低下が疑われる方や、ご自身の精神疾患についての病識が無い方もおりますので、それらの方々に対しては、医療機関や関係部局と連携した対応が必要となりますし、行政の支援を受けないホームレスに対しては、何かがあった時の対応方法として、あらかじめ関係機関と情報を共有しておくことも必要だとしております。

最後に8ページの「4 広域的な視点でのホームレス対策」についてでございますが、ここでは札幌市へのホームレスの流入について記載をしております。JOINが設立されました平成27年度から昨年度までのJOINの利用者の直近の居住地を調査したところ、札幌市内と回答した方の割合が50%、道内の他都市からと回答した方は25%、北海道外と回答した方が同じく25%となっております。道内の他都市から来た利用者の中には、札幌に行けば何とかかなるとして片道の電車賃だけ渡されて札幌まで来た、という方も多くおりますので、こうした方に対する支援といたしましては、北海道や道内他都市との適切な役割分担と連携が必要である、とまとめております。

以上が意見具申案の内容になりますが、10ページ以降は【資料】といたしまして、これまでの審議経過、委員名簿、ホームレス概数調査の結果、JOINにおける支援実績を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。私からの説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○浅香委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問またはお聞きになりたいことがあれば、お伺いしたいと思います。

○畑委員

北星学園大学の畑でございます。只今ご説明いただきありがとうございました。こちら意見具申について、重要な点を整理していただいております、非常に勉強させていただき気持ちで読ませていただきました。

質問させていただく前に確認させていただきたいのが、こちらの意見具申については、資料2ということでお出しいただいておりますけれども、どの程度確定のものとして認識してよろしいのでしょうか。多少ここの意見で表現が変わる可能性というのはいかがでしょうか。

○野島保護自立支援担当部長

今回、分科会の議論を踏まえてまとめさせていただきました。表現等については、例えばわかりづらいつらいつらとか、明らかな誤りがあれば、修正等については検討させていただくことになるかと思いますが、基本的には、分科会の方での意見として、私共もこれを尊重して、今後対応していきたいと考えて、今回審議に望んでいるところであります。以上でございます。

○畑委員

ありがとうございます。特段、変とかではなく、対応について重要なことが書かれていると思いましたが、例えばその中で8ページの部分で、広域的な視点でのホームレス対策ということで、2段落目の部分に「札幌に行けばホームレスも宿泊できると伝えられ、札幌市へ送り出されたと訴える方も多い」ということですが、実態としてJOINで、どの程度数字を取っていて、どの程度の数字が上がっているのか、もしデータがあるのであれば、明確な根拠として添付していくことができれば、より説得力を持ったものとして、市長に届けることができるのではと感じたところが1点です。

もう1点が、次のページの「終わりに」というところで、最後の2段落目から、「ホームレスの自立支援に対する理解が広く市民の間にも行きわたるように取り組み

る」という点について、多様な意味があり得ると思っっているのですが、ホームレスになりうる、あるいはそれに近い状況にある市民の方が、こういったものがあることを理解して、ホームレスの状況に至る前に早急に支援に繋がって、重度化する前に適切な支援を受けられる、という意味で広がることと、もう一つ、そういう状況にないがそういう方を街中で見かけた時に「いるなあ」というだけではなく、発見したことに関して、その方のことを気にとどめて、地域の中で或いは専門機関につなげることで、重度化している状況の方の中でもしっかり支援につなぐという、市民の方の理解といった点の二点を考えて、読ませていただきました。

そういったことがあり得るのであれば、この1番～4番まで、内容的には3番4番かもしれないのですが、市民の方の理解と周知等といった点に対して是非とも市長にお願いして、そういった取り組みが札幌市全体に広がるということを期待できれば、と感じた次第です。その点、質問というよりは、意見になります。ありがとうございます。

○浅香委員長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○野島保護自立支援担当部長

畑委員の1点目の質問、数値について、正式な割合は手元にないのですが、JOINで相談を受ける時、必ずどういう経過で札幌まで来たのか、これからどうして行くのか、フェイスシートとして聞き取り、文章としてまとめています。

その中の記載で多く見られるのが、特に目的があって来たわけではないが、札幌市に来たら「泊まる場所がある」とか「働く場所がある」、という表現の記載が多いことをJOINの方との定例の意見交換の中で聞いており、それを分科会で数字として提示はしていませんが、調書の記載や傾向を見ると、そういうことが伺われるため、今回のこの内容に取り込まれております。以上でございます。

○畑委員

今事務局からご説明いただいた件に関して、是非、今回の意見具申に基づいて方針が定められるのであれば、改めて数値として確認して、札幌に連絡無く、とにかくや

って来るといふホームレスの支援につながる方がどのくらい減ったのか、それぞれの市町村が役割を果たし、札幌の負担が増えていく状況を避けられる、後から確認できるような評価についても、是非実施していただければと感じた次第です。

○浅香委員長

その他いかがでしょうか。私から1つ2つくらい。

5ページのところで、中段にすぐに退職してしまう方が多いという課題があるとのことですが、せつかくJOINを活用して就労の機会を得た後の追跡支援というものがされているのでしょうか。

平成18年から30年にかけて路上生活者が3分の2に数値的には減ったということですが、離職する方が多くなると、数字が元に戻る危険性があると感じています。就労した後、の聞き取り支援とかはされているのでしょうか。

○野島保護自立支援担当部長

現状では、まず最初に支援プランを決め、その支援プランに沿って支援をして、就労、自立と繋がっていきます。ただし、中にはすぐ辞めてしまう方もいます。就労後に不安がある方について気にかけてはおりますが、大丈夫と思っけていても、またJOINに戻って来るパターンもあります。人的なもの含めたアフターフォローと言うか、一旦出た後のフォローについては、課題であるという認識に留まっています。今後そこをどう対応していくか、検討していきます。以上でございます。

○浅香委員長

もう一ついいですか。

最近のことですが、今回の台風19号で、ある東京都の特別区で、その区に住居の無い方は、避難所の中に入れなかったという事例が大きな話題になりました。昨年9月6日の時、全部の聞き取りはできないですが、路上生活者にどのような対応をされたのか、行政として避難所にそういう方がいた場合の対応方針があれば教えていただけないでしょうか。

○野島保護自立支援担当部長

去年の災害の時にホームレスという観点で特別に支援したことはないですが、先日問題になったホームレスを排除することは、札幌では無かったと聞いております。

ただ、実際避難してきた方で、誰が避難して来て、誰が避難して来なかったのか確認は必要ですので、最初の段階で名簿の確認の時に、ホームレスの方は住所が無いわけですから、その段階で状況がわかると思うので、その後どうフォローしていくか、その辺りはマニュアルや運営の中で、きちんと位置付けた方がいいと考えています。

また、分科会の中でも同じような議論もありましたので、それを踏まえて我々も対応を考えていかなければと思っております。

○秦委員

具体的な話を伺いたいと思ひまして、2ページの記載で、明らかに我々が地下歩行空間などで目にするような路上生活者とは別に、例えば、住居喪失者で、家出をしている未成年の方で、SNSなどを活用しながら知人宅やネットカフェやその日知り合った人の家を転々とする方たちに対する支援も含まれるということで、年間で700～800件程度の相談があると書いてますが、そういう人達は、自ら支援を求めずに、身近にいるコミュニケーションのとりやすい人達の中に救いを求めていく傾向があると思います。この700～800の方達がどういう経路でここに相談に来るのか。例えば、親族や親であるとか、見かけた地域の方とか、当事者とか、この辺はどうか教えていただきたい。

また、こういう方たちも含めて、7ページに記載の支援をしても、こちらからの働きかけに受け入れが難しい人達に粘り強く支援を続けていくという中で、関係機関の共有が必要だ、と書いてありますけど、この場合想定される関係機関はどのようなところなのか、具体的なところを教えていただきたい。

○野島保護自立支援担当部長

まずは経路についてですが、多いのが区役所の保護課に相談に来て、住むところが無いとのことでJOINを案内されるパターンが多いです。

また、先ほどの知人を通じて紹介されて来たパターンもあり、どの程度JOINが浸透しているのか正確には把握していませんが、本人が直接連絡してきた方の割合

が多いと考えております。

また、先ほどのアフターフォローの話とも関連しますが、我々としては、一度生活を立て直したほうが良いと考え、相手に寄り添って相談する姿勢で臨んでいますが、自分でなんとかしたいという方もおり、そういう方に対しては、役所・行政がホームレスの支援団体、就労機関などとの情報交換などを密にしていく必要があると考えています。どこかに引っかかったらすぐにこの支援のルールに乗せるような形で支援して行くことが必要であると考えています。

○秦委員

ありがとうございました。こういう方は、性被害の対象になってしまったり、薬物や犯罪に巻き込まれるなど、様々な危険を背負いながら生きておられる方がたくさんいらっしゃると思って、JOINとか制度とか関係機関をどう幅広く周知していくか、具体的にそこへ行ったら何をしてくれるのかが、もっと身近な形で市民に浸透するように、特に若い人は法的サービスについて積極的に理解したり知ろうとする機会を自ら求めない人が多いので、そういう人たちにどう伝えていくか、今後の活動の中で期待したいなと思います。

○浅香委員長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

○濱松委員

12ページの(2)の実績ですが、分室が4つあり、宿泊数は4桁、何千件、何千通とあっても、利用者が2桁・3桁なのは、年間にリピートするのか、何回も同じ人が宿泊しているのか。また、先ほど秦委員も質問されておりましたが、どういう世代の方が利用して宿泊されているのか、男女差はどうなっているのか、もう少し具体的なことが知りたいと思いました。

○野島保護自立支援担当部長

利用者数と宿泊者数ですが、リピーターの方もおりますが、1日・2日が出るわけではなく、ある程度落ち着き、住むところが決まるまで4つの分室で生活している方

もいらっしゃいますので、トータルしてこの数値になっています。

年代別の相談割合で平成30年度は、一番多いのが20代の20.8%、その次に多いのが50代の20.4%。特定の年代が多いわけではなく、50代くらいまでは大体同じような割合で相談を受けています。また男女について、同じ30年の実績ですが、男性が1,167名、女性が263名、属性的には男性が圧倒的に多いです。

先ほど秦委員からお話もありましたが、DVなどで避難して来ている女性も含まれており、そういう部分では、女性は「アジール」という女性専用のところで対応しております。そういう意味では、4つ分室ありますが、それぞれ特徴を持って運営して、その判断は基幹センターが、空き具合や本人の状況からどういう支援が必要なのかを見て、それぞれ4つの施設に振り分ける形で運営しています。

○濱松委員

それでは、まず基幹センターへ頼って行き、そこで振り分けるということですか。

○野島保護自立支援担当部長

まずはいったんそこで振り分けることになります。

○濱松委員

基幹センターがどこにあるか、電話番号も教えていただきたいです。

○野島保護自立支援担当部長

ホームページにも載っていますが、場所は、北23条西7丁目の、普通の集合住宅に入っています。そこで相談受けて、それぞれの4つの施設に分かれて対応しています。

○濱松委員

ありがとうございました。

○浅香委員長

その他いかがでしょうか。

炊き出し支援はやっているのでしょうか。

○野島保護自立支援担当部長

ホームレスの相談会を年に2回実施しているので、そこでカレーライスやハヤシライスなどを提供しています。また、それ以外でも各教会や市内何か所かで定期的に炊き出しのようなものを行っていると聞いております。

○浅香委員長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案のとおり札幌市長あてに意見具申を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようなので、本案のとおり札幌市長あてに意見具申を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

最後の全体を通して質問やご意見があれば受けたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の議事すべて終了いたしました。

皆さま本日は、円滑な議事運営に、また活発な議論、意見をいただきありがとうございました。以上もちまして札幌市社会福祉審議会総会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れ様でした。